

西町まちづくりセンター及び西町会館機械警備業務（札幌市告示第3265号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問	回答
1	8/8	8/15	仕様書4(1) 弊社では、携帯電話回線網利用の無線通信を使用した警備システムを使用しております。無線通信でもよろしいでしょうか。	当該業務における機械警備の通信の方式については、通信の安定性等の観点から、無線通信を使用した警備システムの使用を認めていません。
2	8/8	8/15	仕様書4(2) 建物に自動火災報知設備盤の設置はありますでしょうか。	建物内に自動火災報知設備を設置しています。
3	8/8	8/15	仕様書8(1) 毎月1回の保守点検は現地での確認対応となりますでしょうか。弊社システムは常時異常チェックを行っており、故障時には監視センターへ異常信号を送出するシステムとなっております。現地確認は適宜点検でよろしいでしょうか。	自動警報機器が正常に作動しているかを常に確認するとともに、毎月1回以上の定期保守点検を実施していただければ、その技術的手法は問いません。
4	8/8	8/15	仕様書11 ご解約時の原状回復の範囲となりますが、警報機器撤去時の撤去跡につきましては、ビス穴のパテ埋め・撤去跡へ化粧プレート等の軽度の補修となりますが、よろしいでしょうか。	機器等の撤去跡が目立たないように復旧していただければ、ご質問いただいたとおりの認識で問題ありません。